

消食表第340号
令和3年8月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
(公 印 省 略)

「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正について

機能性表示食品の届出に不備がない場合、消費者庁に届出資料が提出された日から50日を超えない期間で公表することを目標としています。今般、消費者庁における機能性表示食品の届出確認の効率化に向けた取組として、ガイドラインに則した事前確認を適切に実施できる体制が構築されていることを消費者庁が確認した団体による事前確認を経て届出されたものについて、届出資料が提出された日から30日を超えない期間で公表することを目標とする運用を開始することとしました。

つきましては、当該内容を明確にする観点から、別紙新旧対照表のとおり「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号消費者庁食品表示企画課長通知）を一部改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等への周知をお願いします。